

認定こども園老津保育園重要事項説明書

1 事業者

名称	社会福祉法人 豊橋市南部保育事業会
代表者の氏名	理事長 梅岡 愛子
所在地	愛知県豊橋市野依町字八幡2番地19
電話番号	0532-25-2653
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 ・幼保連携認定こども園の経営・保育所の経営 ・地域子育て支援拠点事業の経営 ・一時預かり事業の経営 ・放課後児童健全育成事業の経営

2 こども園の概要

名称	認定こども園老津保育園
所在地	愛知県豊橋市老津町字宮脇8-1
電話番号	0532-23-1329
開園年月日	昭和27年1月1日
事業認可年月日	平成28年4月1日
施設長の氏名	園長 小柳津 里美
利用定員	1号認定……15名 2号認定……95名 3号認定……65名
教育・保育の内容	幼児教育・保育、乳児保育、特別支援保育
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき、各自の仕事の資質向上を図るため、全ての職員に実施
嘱託医	小児科医：富田小児科 富田安信 歯科医：村木デンタルクリニック 村木 宏

3 施設の概要

敷地面積	4,003.9㎡
建物	鉄筋コンクリート造2階建 延べ1069.62㎡
施設の内容	保育室・乳児室・ほふく室・調理室・遊戯室・園庭 医務室・事務所

4 施設の目的

心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、幼保連携認定型こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう教育・保育を行う事を目的とします。

5 運営の方針

1	遊びを通して丈夫で頑張りのきく体をつくる。
2	友達を大切にし、おもいやりの心を育てる。
3	幼児期にふさわしい体験を通し、豊かな心を育む。

6 職員体制（令和5年4月現在）

園長	1人	主幹保育教諭	1人	副主任保育教諭	1人
調理員	4人	保育教諭	28人	事務員	非常勤
委託医	非常勤	委託歯科医	非常勤	委託薬剤師	非常勤

7 開園日・開園時間および休園日

認定区分	利用可能時間		休園日
1号認定	平日(月～金) 午前9時～15時 午前8時30分前、及び午後3時30分を過ぎた場合 延長保育料1回150円		日曜日、国民の祝日、休日、 年末年始（12月29日 から1月3日）及び希望保 育
2号認定 3号認定	短時間	平日(月～金) 午前8時～16時 午前8時00分より前、及び 午後16時30分を過ぎた場合 延長保育料1回150円	日曜日、国民の祝日、休日、 年末年始（12月29日 から1月3日）
	標準時間	平日(月～金) 午前7時30分～18時30分 午後18時30分を過ぎた場合 延長保育料1回150円 （長時間保育申込書を提出）	
	土曜保育	午前7時30分～13時 （土曜保育申込書を提出）	

8 年間行事

月	行 事 内 容	健康管理
4	★入園式（新入園児と途中入園児の希望者） ・お楽しみ会	
5		健康診断
6	★運動会(幼児組) ・プール開き ・午睡開始(黄・緑組) ★合同避難訓練 ★個人懇談会(黄組)	歯科健診
7	・七夕会	
8	・夏期希望保育	
9	・防災訓練 ・プール納め	
10	・秋の遠足 ★保育参加(赤・うさぎ・ひよこ組) ・お楽しみ会	健康診断
11	・七五三詣り ★生活発表会(幼児組)	
12	・クリスマス会 ・もちつき会	
1	★保育参加(黄・緑組) ★個人懇談(黄組希望者)	
2	・豆まき会 ★保育参加(桃組) ★入園説明会(未就園児の保護者)	尿検査
3	・ひなまつり会 ・お別れ会 ・お別れ遠足 ★卒園式 ・修了式	
毎月	・避難訓練 ・交通安全指導 ・誕生会	身体測定
外部講師	運動教室・サッカー教室	

★がついている行事は、保護者参加になります。

※あくまでも予定であり、変更される場合があります。

その他の行事や詳しい日程は、年間行事予定、園だより等でお知らせします。

9 給食

給食の方針	
	保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、保育園の調理室にて、安全で温かいぬくもりのあるおいしい給食を目指し調理しています。
昼食・おやつ	
	献立は、市保育課の栄養士が、乳幼児の栄養必要量などを考慮して作成し、保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギーなどへの対応	
	アレルギーが疑われる場合、生活管理指導表を保育園に提出してください。個別にご相談の上、生活管理指導表に基づき当園で除去可能な物は、除去食・代替食で対応します。
衛生管理	
	調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。 保健所による食品衛生監視指導のもと、適切な衛生管理を行っています。

1 0 入園時に必要な書類

1	児童票（住居を確認するもの）
2	緊急連絡先（保護者の連絡先を明示するもの）
3	健康の記録 【児童の体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録、アレルギーなど）】
4	入所までの生活状況（児童の嗜好や生活習慣を知るもの）

1 1 保護者と保育園の連絡について

連絡帳・連絡ノート の活用
子どもが毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分コミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、0・1・2歳児クラスは、連絡帳を活用します。体温、体調、食事、排便状況など、児童の家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせください。また、3歳児クラス以上は、連絡ノートを利用して、ご家庭との連絡を取り合います。※2歳児は、年度途中より連絡ノートに移行します。
園だより・学年だよりの発行
毎月月末に園だよりを発行し、翌月の行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。また学年だよりも発行し、子どもの様子や連絡事項などをお知らせします。
掲示板（幼児のみ）
その日の活動の様子や、連絡事項をボードでお知らせします。
きずなネットの利用
保護者の方のメールアドレスをきずなネットに登録していただき、緊急時及び必要な連絡事項は、保育園からメールで連絡します。
緊急用スマートフォンの活用
緊急時に園から連絡することがあります。緊急時のみの利用となります。 (080) 7427-1436

1 2 母の会

保護者による母の会があります。毎月母の会費 200 円を集金し、母の会主催のイベントを実施したり、運動会等行事の時に園児におみやげを渡したりします。
--

1.3 健康診断

健康診断	年2回委託医が健診し、健診の結果については健康診断票に記録し、健康カードでお知らせします。また、毎月1回身長・体重の測定を行い、結果についても健康カードに記録してお知らせします。(5月・10月は、胸囲も測定します。)
歯科健診	年1回委託歯科医が健診し、健診の結果を健康診断同様お知らせいたします。
その他	園児の日頃の様子で心配な事がありましたら、ご相談ください。

1.4 保護者の負担

口座振替	保育料		市の定める保育料 ※ただし、幼児クラスは無償
	給食費	主食費 700円	幼児クラスのみ ※副食費については減免・補助制度があります。 ※給食費については、連続して5日間以上休むときは減額をすることができます。 原則3日前までに申し出てください。 【令和5年度単価】
		副食費 4500円	
	母の会費		月額200円
実費徴収(随時)	延長保育利用料(1回150円)		利用した月の翌月
	土曜保育給食費		利用申込時(幼児のみ)
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に使用する用品 ・体操服、帽子 		必要に応じて別途通知

※口座振替が利用できない場合は、現金集金いたします。

1 5 保育園の利用に際し留意していただくこと

登園時間	
	登園は9時までをお願いします。
欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合	
	当日に欠席の連絡、または登園が遅れることを連絡する場合、8時から9時までに 0532-23-1329 に電話連絡してください。
お迎えが遅れる場合	
	通常保育（保育短時間認定）の場合は4時までに、長時間保育（保育標準時間認定）の場合は5時までに電話連絡してください。
毎朝の検温、体調の確認	
	子どもの体調を知るために、ご家庭での検温をお願いします。登園時に、不調または発熱が疑われる場合は、職員が検温をします。登園前にご家庭で ①食欲の有無 ②発熱の有無 ③排便の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認してください。
感染症について	
	麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザなど学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師の判断をもらい登園してください。
発熱のある場合	
	熱が37.5℃以上の時は登園を控えてください。登園後37.5℃を超えた時や嘔吐、下痢等体調が悪いと思われる場合は、お迎えの連絡をさせていただきます。

与薬について	
	医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り、保育教諭が与薬します。その場合、与薬依頼書を書いていただきます。

1 6 賠償責任保険の加入

施設・施設業務			
1 事故	700,000,000 円	1 名につき	100,000,000 円
生産物（給食）			
1 事故	700,000,000 円	1 名につき	100,000,000 円

1.7 緊急時の対応

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、責任を持ってしかるべき対処をしますので、あらかじめご了承ください。



* 嘱託医 内科・小児科：富田内科

豊橋市大崎町広沢 85-1 TEL 0532-25-3200

* 南消防署 (大清水出張所)

豊橋市大清水町字予姫田 TEL 0532-26-0119

* 豊橋警察署

豊橋市八町通 3-8 TEL 0532-54-0110

1.8 非常災害時の対策・防犯対策

防災計画	南消防署へ届出
防火管理者	園長
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
防犯設備	非常通報装置(ALSOK)・防犯カメラ
避難場所	第1 避難場所：園庭 第2 避難場所：老津校区市民館 第3 避難場所：老津小学校

1.9 虐待防止のための措置

児童の人権擁護・虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。

○虐待防止責任者：園長

20 相談・苦情

認定こども園 老津保育園 相談・苦情対応	*相談・苦情受付担当者：主幹保育教諭 TEL 0532-23-1329
	*相談・苦情解決責任者：園長 TEL 0532-23-1329
	*第三者委員：民生委員 河合廻江 TEL 0532-41-2930 大谷菜穂子 TEL 0532-41-2275 鈴木宗嗣 TEL 0532-23-0204
保育園以外の 相談・苦情 受付窓口	*愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 名古屋市東区白壁 1-50 TEL 052-212-5515 (月~金 9:00~17:00)
	*豊橋市役所こども未来部保育課 豊橋市今橋町 1 TEL 0532-51-2322 (月~金 8:30~17:15)

21 守秘義務及び個人情報の取扱い

職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

22 保育園における安全計画について

保育園では、施設・設備、園外保育、交通安全、避難訓練などの実施については、行動マニュアルに基づき対応しています。

23 災害時（風水害）における臨時休園基準について

警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合は、臨時休園する場合があります。詳しくは、別紙参照。

令和 年 月 日

保育(養護及び教育)の提供の開始について、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人 豊橋市南部保育事業会 認定こども園老津保育園

説明者 職名 園長 小柳津 里美

私は、本書面にに基づき重要事項の説明を受け、本施設（保育園）の保育(養護及び教育)の提供の開始に同意しました。

利用者（保護者）

住 所

氏 名

園児氏名 _____ 組 _____